

事業名	夜間定時制給食費		
細事業名	定時制高校夜食事業費	財務コード	162203
担当部課室	教育委員会	スポーツ健康 課	保健給食 担当 (内線) 8425

## 事業の概要

実施期間	始期 S33 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 夜間定時制高等学校本科等に在学する有職生徒のうち夜間学校給食の補助を希望する者	その対象をどのような状態にして 経済的な負担が軽減されている	結果、何に結びつけるのか 高等学校夜間定時制課程の修学の継続・学習意欲の向上
	<p>事業の内容 主にH25年度</p> <p>夜間学校給食 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条「夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない」との定めにより、本県では全ての夜間定時制高校で夜間学校給食を実施している。</p> <p>対象校及び対象者 対象校：夜間定時制給食実施校 7校 (完全給食：甲府工業、巨摩、都留、谷村工業、ひばりが丘(委託方式)、中央(委託方式)、補食給食(パン・牛乳のみ)：山梨高校) 対象生徒：有職生徒(定職に就いている者又は一年間に90日以上パート、アルバイトに就いている者)のうち、補助を希望する者 対象経費・補助限度額 給食実施に必要な物資の購入に要する経費(賄い材料費として、各学校へ令達) 一人一食あたり66円を限度 平成25年度実績：対象生徒81人 延べ13,669食に補助 なお、定時制課程は勤労青少年に対して学習の機会を保障するという観点から設置しているが、現在では多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増え、アルバイト等も含めた生徒の有職率は5割程度となっている。</p>		
根拠法令等	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、山梨県夜間定時制高等学校夜食費補助事業実施要領		

## 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	24年度		25年度		26年度	27年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標	給食実施日数(平均)	185日	181日	169日	181日	181日	活動指標 目標設定の考え方 補助対象者が限定されるため、対象校で補助生徒に補助が確実に実施されているかを目標とする。 データの出典等 事業実施計画書、実績報告書
	補助対象生徒数(在学生数)	94人 (284人)	74人 (239人)	81人 (226人)	80人 (239人)	80人 (239人)	
	補助対象食数(喫食数)	16,065食 (47,160食)	13,738食 (43,259食)	13,669食 (38,194食)	16,330食 (43,327食)	16,330食 (43,327食)	
	活動指標達成率(実績値/目標値)			%			
成果指標							成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率(実績値/目標値)			%			
決算額又は予算額(千円)	1,044		902		1,098	1,088	成果指標によらない成果 本事業は有職生徒の経済的負担を軽減させるとともに、高等学校夜間定時制課程の修学の継続を促し、教育の機会均等を保障することを目的に設けている。本事業により、対象生徒に給食費の負担を軽減させることができ、また安価でバランスの採れた給食を提供することができた。その結果、生徒同士や教諭とのコミュニケーションの場となっているとの意見が現場から挙がるなど、修学継続や学習意欲の向上に寄与している。
うち一財額	1,044		902		1,098	1,088	
所要時間(直接分)	33 時間		33 時間		31 時間	31 時間	
所要時間(間接分)	時間		時間		時間	時間	
所要時間計	33 時間		33 時間		31 時間	31 時間	
人件費コスト単位:千円(@2,050円×所要時間)	68		68		64	64	

## これまでの事業の見直し・改善状況

- 有職生徒への県費補助単価の見直し
  - 平成18年度 76円11銭 76円
  - 平成19年度 関東近県の単価を参考にし 76円 66円
- 食数減による調理員勤務時間の見直し
  - 平成19年度 ~ 巨摩高等学校調理員6時間 5時間
- 補助事業実施要領の改正等
  - 平成26年度 ~ 提出期日と提出様式の改正
- 消費税率の改正に伴う補助金単価の見直し 66円 67円

## 活動量と成果の判断(平成25年度の業績評価)

### (1) 事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H25年度活動指標の達成率		補助を希望する生徒は81人、各学校の平均給食実施日数は169日、補助対象食数は延べ13,669食(補助金額:生徒1人当たり年間約11,000円)の実績があり、対象の生徒については、遺漏なく補助を行ったため、予定どりの活動量であった。	
	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)    b: 予定どりの活動量がある(80%以上120%未満)    c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

### (2) 事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記載すること
H25年度成果指標の達成率		本事業は有職生徒の経済的負担を軽減させるとともに、高等学校夜間定時制課程の修学の継続を促し、教育の機会均等を保障することを目的に設けている。本事業により、対象生徒に給食費の負担を軽減させることができ、また安価でバランスの採れた給食を提供することができた。その結果、生徒同士や教諭とのコミュニケーションの場となっているとの意見が現場から挙がるなど、修学継続や学習意欲の向上につながっていることから、意図した成果を上げている。	
	b		

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)    b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)    c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)    d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

## 見直しの必要性(平成27年度に向けた改善等の考え方)

### 一次評価(担当部局評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	経済的に恵まれず、本事業を利用して、夜間学校給食により、1日の大半の栄養を得ている生徒もいることから、事業の継続は必要である。しかし、有職生徒のうち、「補助額が低く給食費が払えない」、「仕事の都合で給食の時間に登校できないため学校給食を食べられない」等の理由で本事業の補助を希望できない生徒が20%程度いる。多くの生徒が学校給食を食べることができるよう、本事業の補助単価の見直しなど、生徒にとって魅力ある補助のあり方を検討する。また夜間学校給食時間を弾力的に行う等生徒にとって、より給食を食べやすい環境作りを行い、修学並びに就労の継続につなげるような制度を検討する。	b

・「以外の判断項目」の欄

a: 目的の達成    b: 新たな課題への対応    c: 対象の変化    d: ニーズの変化    e: 法律・制度の改正    f: 民間等実施    g: 市町村等へ移管    h: 外部委託  
i: 経費節減    j: 類似事業と統合・連携    k: 所要時間の縮減    l: フロアの改善    m: その他

### 二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	「補助額が低く給食費が払えない」、「仕事の都合で給食の時間に登校できない」などの理由で本事業の補助を希望できない生徒が補助対象となる生徒の20%程度おり、現行の制度には課題があると考えられる。 そこで、すみやかに、給食時間の弾力的運用を図るなど、補助対象となる生徒に補助が行き渡るような取り組みを進めていく。 また、夜間定時制に通う生徒の事情や背景は複雑であるため、生徒の実態把握を行った上で、子どもの貧困対策として、補助単価や補助形態の検討など、公正な制度となるよう必要な見直しを行う。	b

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

## 見直しの方向(平成27年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	給食時間以外の休み時間等においても給食を食べることができるように各高等学校と調整を行う(平成27年実施)。 また、経済的に困窮し、真に補助を必要としている生徒全員に補助できる適切な制度となるよう見直しを行う(平成28年度実施)。	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

# 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: スポーツ健康課

細事業名: 定時制高校夜食事業費

調書番号: 20

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H25 所要 時間 (h)	H26 所要 時間 (h)A	H27 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的な業務の見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 年度当初令達事務	令達事務(追加令達を含む)	4月	8	8	8	0		適正な時間で処理しているため。
	事業計画書取りまとめ	4月	7	7	7	0		適正な時間で処理しているため。
						0		
						0		
						0		
(小計)			15	15	15	0		
2 事業執行状況確認	事業状況報告書取りまとめ	1月	7	6	6	0		適正な時間で処理しているため。
	各校の補助単価の確認(指導)	1月	3	3	3	0		適正な時間で処理しているため。
						0		
						0		
						0		
(小計)			10	9	9	0		
3 実績報告確認	実績報告とりまとめ	翌4月	8	7	7	0		適正な時間で処理しているため。
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			8	7	7	0		
所要時間(計)			33	31	31	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)